



介護福祉士の資格取得を応援します！



社会福祉法人
東京都社会福祉協議会

介護福祉士実務者研修 受講資金貸付制度のご案内

東京都内で介護福祉士として介護業務等に2年間継続従事すれば**全額返還免除！**

貸付額

20 万円以内

実務者研修施設に払う授業料、実習費、教材費等の納付金のほか、参考図書、学用品、交通費、国家試験の受験手数料等の経費に充てることができます。

貸付期間

実務者研修施設の正規の修学期間

利子

無利子

対象者

介護福祉士実務者研修施設へ在学中(または入学手続きが済んでいる)方で、次のすべてを満たす方

※実務者研修修了後に東京都福祉人材センターに提出された申込書類は受け付けることができません

- 次のいずれかを満たしている
(ア)東京都内に住所を有している(住民登録している)
(イ)東京都内の実務者研修施設に在学している
(ウ)東京都内の介護事業所等にて介護業務等に従事している
(エ)実務者研修施設の学生となった年度の前年度に東京都内に住所を有していて、実務者研修施設での修学のため東京都外に転居をした
- 申込日前日時点において、介護福祉士国家試験の受験資格として認められる介護等の業務に3年以上従事した(申込日前日までに従業期間1,095日以上かつ従事日数540日以上を満たしている)※介護福祉士国家試験とは異なり、本貸付は「実務経験見込み」で申し込むことはできません
- 他県等が実施する同種の修学資金を借り受けていない
- 卒業後、介護福祉士として登録し、継続して2年以上東京都内の施設で介護業務等に従事する意思を有する

返還免除

次の全てを満たした場合、返還免除となります

(※要件を満たさない場合は全額返還となります)

- 実務者研修施設卒業後、1年以内に(国家試験に不合格となった場合等は3年以内に)
- 介護福祉士の国家試験に合格し、資格登録をしたうえで、
- 東京都内の施設等で介護業務等に従事し、
- 2年間継続した場合

雇用形態は非常勤でもOK！
ただし1年につき180日以上勤務
しないと返還免除にはなりません

申込方法

入学予定または在学中の実務者研修施設を通じて東京都福祉人材センターにお申込みください。

お申込みには実務者研修施設長の推薦が必要です。
申込みにあたっては「申込みのしおり」をよく読み、要件等を確認してください。

※「申込みのしおり」はホームページに掲載しているほか、東京都内実務者研修施設に配布しています。

留意事項

- 申込みにあたっては、保証能力のある連帯保証人(個人または法人)を1名立てていただきます。(別途要件あり)
- 実務者研修の受講にあたり、他の給付や貸付を利用していると、本貸付を利用できない場合があります。(裏面参照)

お問合せ先

申込に関すること

制度に関すること

在学する(入学予定の)実務者研修施設

社会福祉法人東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター 修学資金係

☎ 03-5211-2911 平日(月～金)午前9時から午後5時まで

<https://www.tcswww.vvac.or.jp/jinzai/shikin2.html>

「フクシロウ」で検索 → トップページから「福祉人材のための資金貸付事業」をクリック！



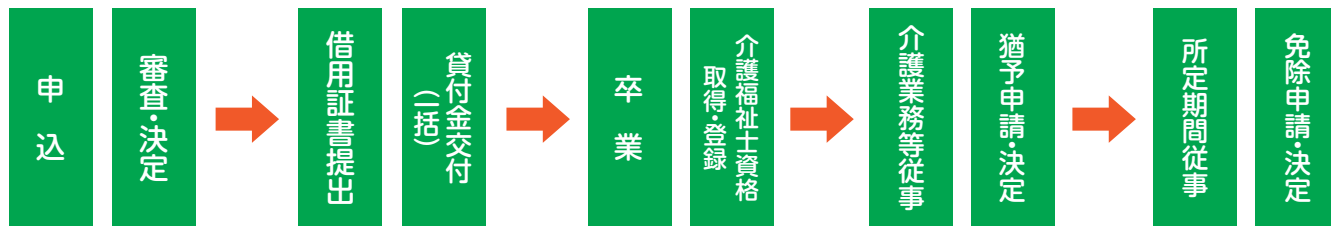
申込みから返還または返還免除までの流れ

東社協で書類受理後、審査し、貸付の可否を決定します。

貸付金は一括で交付します。

介護業務等従事中は返還の猶予が可能です。

介護業務等に2年間従事した場合、返還が免除されます。



実務者研修施設を退学した、所定期間を満たさずに介護業務等を辞めた等の場合には、全額返還となります。

よくある
お問合せ

返 還

相談コーナー

Q 貸付の対象となる実務者研修施設を教えてください。

A 東京都内の実務者研修施設一覧については、東京都福祉保健局のホームページで確認することができます。
(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/koza/youseishisetsutoichiran.html>)
東京都外の実務者研修施設に入学予定の場合は、入学する実務者研修施設を通じて東京都福祉人材センターにお問合せください。

Q 他の奨学金等と併用することはできますか。

A 実務者研修を受講するために、国費による他の貸付や給付（例：生活福祉資金、母子及び父子福祉資金など）を利用している場合、併用できません。

Q 東京都内の介護事業所に勤務していますが、自宅は東京都外です。東京都の介護福祉士実務者研修受講資金に申し込むことは可能ですか。

A 可能です。ただし、返還免除を受けるには、東京都内の施設で2年間継続して介護業務等に従事する必要があります。

Q 返還免除となるためには、卒業後どのような業務につけばよいでしょうか。

A 東京都内の社会福祉施設等で、介護福祉士として介護業務等に従事することが必要です。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、デイサービスセンター、訪問介護事業所、障害者支援施設等での介護業務が対象となります。雇用形態や1日の勤務時間は問いませんが、1年につき180日以上勤務しないと返還免除になりません。

Q 都内の介護事業所で介護職として勤務しています。介護福祉士を取得しても現在の職場で引き続き勤務したいのですが、転職をしなくても返還免除の対象になりますか。

A 対象となります。ただし、返還免除の対象となる期間は、介護福祉士登録日以降となります。

Q 介護福祉士の資格を取得しなくても、東京都内で介護業務に従事していれば返還免除を受けることができますか。

A できません。介護福祉士登録のうえ、介護業務に従事しなければ返還免除とはなりません。

Q すでに実務者研修の受講は終了していますが、今から申し込むことはできますか。

A できません。実務者研修施設に在学している間に申し込む必要があります。

詳しくは東京都福祉人材センターホームページへ
<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/jinzai/shikin2.html>



東京都福祉人材センターホームページは左のQRコードからもアクセスできます。

